

地方自治法第199条第14項の規定により令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置状況について次のとおり公表する。

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 の 対 象	株式会社 図書館流通センター	
指摘を受けた監査結果	令和6年2月29日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○指摘事項 [管理運営に関する協定等に定める業務の履行について] 指定管理業務に関する基準書において、指定管理者が行う業務とされている事項で実施されていない事案が見受けられたことから基本協定書等の規定を順守されたい。 「多久市立図書館指定管理者業務基準書」</p> <p>1 施設の利用に関する業務 (3) 窓口業務 ⑥レファレンス業務 パスファインダー作成…未実施 早急に実施すること。</p> <p>○注意を求める事項 該当事項なし</p>	<p>1 施設の利用に関する業務 (3) 窓口業務 ⑥レファレンス業務 ・パスファインダーの作成について テーマを決め、参考となる基本情報、調べ方を紹介するリーフレットを作成する。(令和6年4月末日提出)</p>

監 査 の 対 象	団体：(株) 図書館流通センター 所管課：教育振興課	
指摘を受けた監査結果	令和6年2月29日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指摘事項 [指定管理者の業務] 指定管理業務に関する基準書において、指定管理者が行う業務とされている事項で実施されていない事案があった。</p> <p>○注意を求める事項 該当事項なし</p>	<p>○指摘事項 [指定管理者の業務]については、指摘された指定管理者が行う業務とされている事項について指導を行い、現在は実施中であることを確認した。</p> <p>今後の対策として、履行確認を適宜実施して、指導を行うこととした。</p> <p>以上のことにより、今後、適切な事務処理に努めます。</p>	